鉄筋コンクリート柱	四十二
木柱	十
アンテナ	十
接地線及び放送用配線	十
広告用のもの	二十
競技場用又は運動場用のもの	
スタンド	
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四十五
主として鉄骨造のもの	三十
主として木造のもの	十
ネット設備	十五
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三十
緑化施設	二十
舗装道路及び舗装路面	
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	十五
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	十
ビチューマルス敷のもの	三
前掲のものを除く。	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
上水道及び水そう	五十
下水道及び焼却炉	三十五
へい	三十
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	
上水道	三十
下水道及びへい	十五
その他のもの	四十
金属造のもの	
油そう	
鋼鉄製のもの	十五
焼却炉、へい、街路灯及びガードレール	十
その他のもの	四十五
合成樹脂造のもの	十

開発研究用のもの	五
風どう、試験水そう及び防壁	七
ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	
船舶	
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
総トン数が二千トン未満のもの	十四
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七
航空機	
ヘリコプター	五
車両	
特殊自動車（自走式作業用機械を含まない。）	五
消防車、救急車及びレントゲン車	四
タンク車	五
運送事業用の車両（前掲のものを除く。）	
乗合自動車	四
前掲のもの以外のもの	五
自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	四
その他のもの	六
工具	
測定工具	五
開発研究用のもの	四
器具及び備品	
事務機器及び通信機器	
電子計算機	
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
その他のもの	五
その他の事務機器	五
電話設備その他の通信機器	四
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
その他のもの	十
時計、試験機器及び測定機器	
試験又は測定機器	五
光学機器	
カメラ	五